

■令和5年度公募 川西市保育所等施設整備・運営事業者公募に係る質問事項への回答

令和5年9月15日公表（9月20日修正）

公表 No.	資料名等	項等	項目名	質問事項	回答内容
1	募集要項	1	施設	法人側で物件確保のみか。物件や不動産の仲介はないのか。	応募事業者にて確保等をお願いします。
2	募集要項	1	施設	候補地が複数あるのですが、応募書類提出時点で、1つに決定する必要がありますか。	応募書類提出時点で、1整備事業あたり、整備場所は1つに絞ってください。
3	募集要項	1	施設	土地を賃借する場合、定期借地権契約の契約期間は何年以上でないといけないなどの条件はありますか。	定期借地権契約の年数に関する決まりはございませんが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等に基づく「財産の処分制限期間」中は、継続して賃借できるような担保が必要であると考えます。
4	募集要項	1	定員	概ね40～120名と幅がありますが、定員数が多い方が選定において優位でしょうか。	募集要項8頁に記載のとおり、定員設定については審査項目の対象となっております。選定にあたっては、審査項目に基づき定員設定等をはじめとした総合的な判断となります。

■令和5年度公募 川西市保育所等施設整備・運営事業者公募に係る質問事項への回答

令和5年9月15日公表（9月20日修正）

公表 No.	資料名等	項等	項目名	質問事項	回答内容
5	募集要項	1	区域	設置区域は、「市内全域」とありますが、入所保留者が多い地域が望ましいということでしょうか。	募集要項に記載のとおり、市内全域を対象としており、市の入所保留者の状況に鑑み、設置区域を検討してください。 選定にあたっては、審査項目に基づき設置区域をはじめとした総合的な判断となります。
6	募集要項	2	3（2）騒音等への配慮	整備を予定している場所の近隣住民などへの周知などは現時点で行ってよいのか。それとも選定された後でないといけないのか。	本件質問への回答時点では、整備事業者は選定されておりませんので、選定後の周知が好ましいものと考えます。対応については、仲介不動産事業者等とも十分に協議してください。
7	募集要項	3	4（2）⑧川西市開発行為等指導要綱	他自治体では、保育所・認定こども園の整備工事を行う場合、行政側の手続きの関係上、最短でも2年間の工期を設定するよう指導があった。川西市においては、令和5年12月頃事業者選定後、令和6年度の1年間で整備工事を行い、令和7年4月1日開園に間に合うよう手続きを進めてもらえるのか。	これまでの保育所等の整備においても、同様のスケジュール感での整備を行っており、個別具体的な特段の事情が生じた場合を除き、令和6年度中に整備し、令和7年4月1日開園に向けた整備を進めて頂けるものと考えております。
8	募集要項	4	4（3）基本事項	園庭（屋外遊戯場）について、近隣の公園等による代替は可能か。	兵庫県保育所設置認可等要綱では、屋外遊戯場について、「保育所の近くにある屋外遊戯場に替わるべき場所」を含めた設置が可能とされており、保育所の場合は代替が可能です。 また、設置の明確な基準はなく、県認可手続の過程で、個別具体的な判断がなされます。
9	募集要項	4	4（3）基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・他市では園庭を近隣の公園などで代替可能だが川西市もそうか？ ・何か基準があるのか？ 	兵庫県保育所設置認可等要綱では、屋外遊戯場について、「保育所の近くにある屋外遊戯場に替わるべき場所」を含めた設置が可能とされており、保育所の場合は代替が可能です。 また、設置の明確な基準はなく、県認可手続の過程で、個別具体的な判断がなされます。

公表 No.	資料名等	項等	項目名	質問事項	回答内容
10	募集要項	4	4（3）基本事項	屋外遊戯場（代替園庭）として近隣公園などを位置付ける場合、保育所と当該公園の距離関係などについての基準はあるか。	兵庫県保育所設置認可等要綱上は、保育施設と屋外遊戯場の距離関係等について規定はございませんが、利用時・移動時の安全が確保されるかなどの観点から、屋外遊戯場（代替園庭）の場所を選定することが好ましいものと言えます。
11	募集要項	4	4（3）基本事項	基本的には敷地内に園庭を設けることが望ましいと考えておりますが、物件（土地）の大きさにより敷地内に園庭の確保が難しい場合は、代替園庭とさせて頂くことは可能でしょうか。	兵庫県保育所設置認可等要綱では、屋外遊戯場について、「保育所の近くにある屋外遊戯場に替わるべき場所」を含めた設置が可能とされており、保育所の場合は代替が可能です。また、設置の明確な基準はなく、県認可手続の過程で、個別具体的な判断がなされます。
12	募集要項	4	4（3）⑤保護者費用負担	「市があらかじめ認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。ただし、日用品、文房具など 保育に必要な物品の購入や行事に参加する費用等の徴収については、保護者に説明し、同意を得て行うこと。」とありますが、専門講師による体操指導やリトミック等の特別活動についても、保護者の同意を得れば費用徴収をして実施可能でしょうか	本市と協議の上、費用徴収を行うことは可能です。ただし、専門講師による体操指導やリトミック等に関する費用徴収については、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる場合、「上乗せ徴収」に該当すると思われます。そのため、徴収にあたっては、書面による保護者の同意が必要となります。

■令和5年度公募 川西市保育所等施設整備・運営事業者公募に係る質問事項への回答

令和5年9月15日公表（9月20日修正）

公表No.	資料名等	項等	項目名	質問事項	回答内容
13	募集要項	5	4（5）子ども・子育て支援事業	②市内で充足したい子ども・子育て支援事業（一時預かり保育、病児・病後児保育、子育て広場等）があれば教えてください。	子ども・若者未来計画第6章をご参照ください。なおご提案頂いた場合に、募集要項に記載している子ども・子育て支援事業以外の事業については、実施を確約するものではありません。
14	募集要項	5	5（1）施設整備補助金	施設整備補助は、国制度のみか。市独自加算等はあるか。	国制度のみです。
15	募集要項	5	5（1）施設整備補助金	施設整備補助は、賃借物件でもよいか。土地賃借代も補助となるか。	建物は自己所有物件のみが補助対象であり、賃借物件は国の交付金対象外です。その場合、交付金制度における市の負担額部分のみ交付が可能です。土地は取得（購入）は補助対象外ですが、土地賃借料については、補助対象となります。
16	募集要項	5	5（1）施設整備補助金	・土地の取得と賃貸で補助は変わるのか？ ・対象となる限度額みたいなものはあるのか？	土地の取得（購入）は補助対象外ですが、土地の賃貸は補助対象となり、国の交付要綱において補助基準額が設定されています。
17	募集要項	5	5（1）施設整備補助金	1. 創設（本体工事基準額ベースの補助金）と共に、2. 防音壁の設置 及び 3. 防犯対策強化 に係る整備も検討可能か？	防犯対策強化については、「創設」の交付基準額に含めてください。なお、「防音壁の設置」については、整備内容により、別途国協議は可能となっています。

公表 No.	資料名等	項等	項目名	質問事項	回答内容
18	募集要項	5	5（1）施設整備補助金	120名の2, 3号定員の受け皿整備となっているが、複数の施設に対して上記の計算方法をとるのか。市で120名分の予算が事前に決まっています、複数のうち1施設に対しての補助交付金の上限額計算が国とは別のケースあり	今回の公募では、1～2施設の設置を予定しているものであり、選定した事業者の応募書類に記載の見積額を上限に、市予算の範囲内で補助金を交付します。
19	募集要項	5	5（1）施設整備補助金	整備等の実施に必要な経費とは、園庭や床暖房や備え付けのテーブルなども含まれると考えてよろしいでしょうか？これは含まないなどの具体例がありましたら教えて頂きたいです	詳細は、交付要綱をご参考ください。 原則、園庭などの外構工事は補助対象外です。 備品については、 <u>開設にあたって必要な備品と整理できる経費であれば補助対象となります。</u> また、 <u>床暖房については、施設と一体的に整備される設備であって、工事費に含まれるものであれば補助対象となります。</u>
20	募集要項	5	5（1）施設整備補助金	令和5年度の「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」を見ますと、国・市町村の負担割合に応じて、補助基準額が変わるように見受けられます。そのため、川西市様においてはどの補助基準額（負担割合）になりますでしょうか？	本市の負担割合は国2/3・市1/12・事業者1/4の予定です。（保育部分）
21	募集要項	5	5（1）施設整備補助金	「施設(建物)が自己所有ではなく、賃貸物件の場合は国の交付金の対象外となるため注意すること」とありますが、建貸しや既存建物の改修の場合の内装工事費は国の補助金が交付されないという理解でよろしいでしょうか。	賃貸物件の場合は、国の交付金対象外です。その場合、交付金制度における市の負担額部分のみ交付が可能です。 自己所有物件かつ既存建物であり、内装等を改修して保育所整備を行う場合には、国交付金上の「新設（創設）」にあたりますので、交付金の対象となります。
22	募集要項	6	6（2）事前相談及び質問受付等	事前相談や質問をしなくとも、エントリーシートを提出してよいか。	エントリーシートからの提出で問題ありません。

■令和5年度公募 川西市保育所等施設整備・運営事業者公募に係る質問事項への回答

令和5年9月15日公表（9月20日修正）

公表 No.	資料名等	項等	項目名	質問事項	回答内容
23	募集要項	9	9その他（2）	「選定された事業者が辞退等により実施不可能となった場合、または施設設置にあたって市との協議が整わない場合、その他施設を設置し難い特別の事情が生じたと市が判断したときは、この募集要項による施設の設置は行わないこととする。」とありますが、次点の事業者が基準点を超えていた場合も、繰り上げの選定はないという理解でよろしいでしょうか。	現時点では、繰り上げでの選定は実施しないこととしております。
24	01-1別添資料		令和5年度 保育所及び幼保連携型認定こども園運営補助金一覧.	補助金一覧内の各項目、市加算の金額詳細が知りたいです。令和5年度の金額詳細、または算出方法をご教示いただくことは可能でしょうか。	別添資料をご確認ください。
25	01-1別添資料		令和5年度 保育所及び幼保連携型認定こども園運営補助金一覧.	『令和5年度 保育所及び幼保連携型認定こども園運営補助金一覧』に記載の市単独補助金について、補助金額をご教授頂きたい。条件の「川西市民が在籍する」とは、当該保育所に勤務している場合ということでしょうか。	当該保育所の利用者（児童）については、「川西市民」の児童が在籍しているかどうかということです。
26	別紙 提出書類一覧	-	資料No 2 ①現在運営する施設のパンフレット	運営する全施設のパンフレットが必要でしょうか。もしくは、地域や定員規模の近い施設を抜粋しての提出でよろしいでしょうか。	地域や定員規模の近い施設を抜粋しての提出で構いません。
27	別紙 提出書類一覧	-	資料No 2 ③納税証明書	直近1事業年度分でよろしいでしょうか。また、原本が必要でしょうか。写しへの原本証明でも可能でしょうか。	直近1事業年度かつ原本証明でも可能です。

■令和5年度公募 川西市保育所等施設整備・運営事業者公募に係る質問事項への回答

令和5年9月15日公表（9月20日修正）

公表 No.	資料名等	項等	項目名	質問事項	回答内容
28	別紙 提出書類一覧	-	資料No 3 ④第三者評価結果報告書の写し	直近年度に受審したものでよろしいでしょうか。もしくは、過去受審した全施設の報告書が必要でしょうか。	直近で開設した最大10施設分の提出をお願いします。
29	別紙 提出書類一覧	-	資料No 6 ②寄付者の贈与契約書・預金残高証明書	預金残高証明書は、銀行発行の原本が必要でしょうか。また、基準日はございますでしょうか。	原本証明でも可能です。なお基準日については、本件公募期間中の日付としてください。
30	応募書類様式1	-	7-2 幼保連携型認定こども園として配慮すべきことについての考え方	保育所として応募する場合は、本項目は記載不要でしょうか。	「保育所または幼保連携型認定こども園」と読み替えて記載をお願いします。
31	提出書類様式5	-	施設整備予定地調書	審査書類提出時点で、必要に応じて土地売買（仮）契約書の写しを添付とあるが、所有者からの土地売渡承諾書程度でOKと考えてよいか。	可能です。
32	その他	-	事業者選定後の実施設計について	実施設計についても、入札を行う必要があるか。	施工業者の決定にあたっては、市契約規則に定める対応に準じた入札等が必要となりますが、実施設計段階においては必要ではありません。
33	その他	-	-	交付金で施設を新設した場合は、最低何年間は運営する必要があるなどの決まりはありますか？	必ず運営しなければならない年数に関する決まりはございませんが、仮に事業が終了となった場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等に基づき、国交付金の返還等を要する場合があります。

■令和5年度公募 川西市保育所等施設整備・運営事業者公募に係る質問事項への回答

令和5年9月15日公表（9月20日修正）

公表 No.	資料名等	項等	項目名	質問事項	回答内容
34	その他	-	-	<p>小規模保育事業所と認可外保育所の2施設を統合した保育所の整備・運営も今回の公募の対象となるのか。 また、施設整備の補助金を受けることができるのか。</p>	<p>小規模保育事業所と認可外保育所を廃止して、新たに保育所を設置する整備内容も公募の対象となります。 賃借物件で保育所を整備する場合には、国の交付金対象外です。その場合、交付金制度における市の負担額部分のみ交付が可能です。</p>